

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

職員の給与に関する条例（昭和26年11月16日条例第57号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。）、へき地手当（同条第3項に規定する手当を含む。）、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、休日給、管理職手当、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(給料表)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 <u>職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</u></p> <p>6 <u>前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>7 <u>55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員で人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。）、へき地手当（同条第3項に規定する手当を含む。）、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、休日給、管理職手当、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(給料表)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 <u>前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。</u></p> <p>6 <u>職員が現に受けている号給を受けるに至つた時から、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、第3項又は第4項の規定により号給が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、当該期間を短縮することができる。</u></p> <p>7 <u>職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず人事委員会の承認を得て同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号給より2号給以上上位の号給まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行うことができる。</u></p>

新	旧
<p>以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。</p> <p>8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。</p> <p>9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>11 省略 (地域手当)</p> <p>第9条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等 に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>8 職員の給料月額がその属する職務の級における給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。ただし、これらの給料月額を受けている職員で、その給料月額を受けるに至った時から24月(その給料月額が職務の級における給料の幅の最高額である場合にあつては、18月)を下らない期間を良好な成績で勤務したものの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職員の属する職務の級における給料の幅の最高額を超えて、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。</p> <p>9 55歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員で人事委員会規則で定めるものは、第6項、第7項及び前項ただし書の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。</p> <p>10 第6項から前項までに規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>11 省略 (調整手当)</p> <p>第9条の2 調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が高い地域で人事委員会規則で定めるもの _____ に在勤する職員に支給する。その地域に近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費に関する事情がその地域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。</p> <p>2 調整手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分 _____ に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>

新	旧
<p>(1) 1級地 100分の18 (2) 2級地 100分の15 (3) 3級地 100分の12 (4) 4級地 100分の10 (5) 5級地 100分の6 (6) 6級地 100分の3</p> <p>3 前項の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。 第9条の3 _____ _____医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に <u>100分の15</u>を乗じて得た月額の地域手当を支給する。 (特地勤務手当等)</p> <p>第11条の2 省略 2 省略 3 特地公署が第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域に所在する場合における特地勤務手当と<u>地域手当</u>との調整等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 4 省略 (勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する<u>地域手当</u>の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。 (期末手当)</p> <p>第19条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>8級</u>以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を</p>	<p>(1) 甲地 100分の6(人事委員会規則で定める地域及び公署にあつては、人事委員会規則で定める区分に応じ、<u>100分の10又は100分の12</u>) (2) 乙地 100分の3</p> <p>3 前項の甲地及び乙地は、人事委員会規則で定める。 第9条の3 前条第2項第1号の人事委員会規則で定める地域及び公署以外の地域及び公署に在勤する医療職給料表(一)の適用を受ける職員には _____ _____、当分の間、回条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に <u>100分の10</u>を乗じて得た月額の調整手当を支給する。 (特地勤務手当等)</p> <p>第11条の2 省略 2 省略 3 特地公署が第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域に所在する場合における特地勤務手当と<u>調整手当</u>との調整等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 4 省略 (勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。 (期末手当)</p> <p>第19条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>10級</u>以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を</p>

新	旧
<p>受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する<u>地域手当</u>の月額の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する<u>地域手当</u>の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 省略 （勤勉手当）</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗</p>	<p>受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する<u>調整手当</u>の月額の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する<u>調整手当</u>の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 省略 （勤勉手当）</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会の 定める基準に従つて定める割合を乗</p>

新	旧
<p>じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の72.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の92.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 省略</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4・5 省略 （休職者の給与）</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 職員が結核性疾患にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100分の80を支給することができる。</p> <p>3 職員が、前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100分の80を支給することができる。</p> <p>4 職員が、地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の 100分の60以内を支給することが</p>	<p>じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の75</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の95</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 省略</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額とする。</p> <p>4・5 省略 （休職者の給与）</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 職員が結核性疾患にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100分の80を支給することができる。</p> <p>3 職員が、前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100分の80を支給することができる。</p> <p>4 職員が、地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、調整手当及び住居手当の 100分の60以内を支給することが</p>

新	旧
<p>できる。</p> <p>5 職員が職員の分限に関する条例（昭和26年愛媛県条例第43号）第2条に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100分の70以内を支給することができる。</p> <p>6～8 省略</p>	<p>できる。</p> <p>5 職員が職員の分限に関する条例（昭和26年愛媛県条例第43号）第2条に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100分の70以内を支給することができる。</p> <p>6～8 省略</p>

新											旧										
	117		307,300																		
	118		307,600																		
	119		307,900																		
	120		308,200																		
	121		308,600																		
	122		308,900																		
	123		309,200																		
	124		309,500																		
	125		309,900																		
再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600											
備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。																					

新

旧

37	223,400	239,500	261,100	307,600	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600
38	225,200	241,100	262,700	309,500	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400
39	227,000	242,700	264,300	311,400	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200
40	228,800	244,300	265,900	313,300	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000
41	230,400	245,900	267,400	315,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600
42	231,900	247,500	269,200	317,100	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400
43	233,400	249,100	271,000	319,000	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200
44	234,900	250,700	272,800	320,900	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000
45	236,400	252,200	274,500	322,800	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600
46	237,800	253,800	276,200	324,700	389,000	410,500	436,100	460,100	
47	239,200	255,400	277,900	326,600	390,800	411,700	436,900	460,800	
48	240,600	257,000	279,600	328,500	392,600	412,900	437,700	461,500	
49	241,800	258,500	281,400	330,300	394,400	414,200	438,400	462,200	
50	243,400	260,100	283,100	332,000	396,600	415,000	439,200	462,900	
51	245,000	261,700	284,800	333,700	398,800	415,800	440,000	463,600	
52	246,600	263,300	286,500	335,400	398,000	416,600	440,800	464,300	
53	248,100	264,700	288,200	337,100	399,300	417,300	441,400	465,000	
54	249,700	266,500	290,000	338,900	400,500	418,000	442,100	465,700	
55	251,300	268,300	291,800	340,700	401,700	418,700	442,800	466,400	
56	252,900	270,100	293,600	342,500	402,900	419,400	443,500	467,100	
57	254,400	271,700	295,200	344,100	404,200	420,200	444,200	467,800	
58	255,800	273,400	297,000	345,800	405,000	420,800	444,900	468,500	
59	257,200	275,100	298,800	347,500	405,800	421,400	445,600	469,200	
60	258,600	276,800	300,600	349,200	406,600	422,000	446,300	469,900	
61	260,000	278,400	302,200	350,900	407,300	422,600	447,000	470,600	
62	261,500	280,000	304,000	352,600	408,000	423,200	447,600		
63	263,000	281,600	305,800	354,300	408,700	423,800	448,200		
64	264,500	283,200	307,600	356,000	409,400	424,400	448,800		
65	266,100	284,800	309,200	357,700	409,900	425,000	449,500		
66	267,500	286,300	310,900	359,300	410,600	425,600	450,100		
67	268,900	287,800	312,600	360,900	411,300	426,200	450,700		
68	270,300	289,300	314,300	362,500	412,000	426,800	451,300		
再任 用職 員以 外の 職員	69	271,500	290,900	315,900	364,000	412,500	427,400	452,000	
	70	272,900	292,500	317,400	365,500	413,100	428,000	452,600	
	71	274,300	294,100	318,900	367,000	413,700	428,600	453,200	
	72	275,700	295,700	320,400	368,500	414,300	429,200	453,800	
	73	277,200	297,100	321,700	370,000	414,900	429,800	454,500	
	74	278,600	298,600	323,400	371,500	415,500	430,400	455,100	
	75	280,000	300,100	325,100	373,000	416,100	431,000	455,700	
	76	281,400	301,600	326,800	374,500	416,700	431,600	456,300	

新

旧

77	282,600	302,900	328,600	375,900	417,300	432,200	457,000
78	283,800	304,400	330,300	377,100	417,900	432,800	
79	285,000	305,900	332,000	378,300	418,500	433,400	
80	286,200	307,400	333,700	379,500	419,100	434,000	
81	287,500	308,900	335,400	380,800	419,700	434,600	
82	288,800	310,300	337,100	382,000	420,300	435,200	
83	290,100	311,700	338,800	383,200	420,900	435,800	
84	291,400	313,100	340,500	384,400	421,500	436,400	
85	292,800	314,500	342,200	385,700	422,100	437,000	
86	294,000	316,000	343,800	386,300	422,700		
87	295,200	317,500	345,400	386,900	423,300		
88	296,400	319,000	347,000	387,500	423,900		
89	297,600	320,500	348,500	388,200	424,500		
90	298,800	322,000	350,000	388,800	425,100		
91	300,000	323,500	351,500	389,400	425,700		
92	301,200	325,000	353,000	390,000	426,300		
93	302,200	326,300	354,500	390,500	426,900		
94	303,500	327,700	356,000	391,100			
95	304,800	329,100	357,500	391,700			
96	306,100	330,500	359,000	392,300			
97	307,200	332,000	360,400	392,800			
98	308,400	333,400	361,600	393,400			
99	309,600	334,800	362,800	394,000			
100	310,800	336,200	364,000	394,600			
101	312,000	337,700	365,300	395,100			
102	313,100	339,000	366,500	395,700			
103	314,200	340,300	367,700	396,300			
104	315,300	341,600	368,900	396,900			
105	316,300	342,800	370,200	397,400			
106	317,000	343,900	370,800	397,900			
107	317,700	345,000	371,400	398,400			
108	318,400	346,100	372,000	398,900			
109	319,100	347,300	372,700	399,300			
110	319,800	348,300	373,300	399,800			
111	320,500	349,300	373,900	400,300			
112	321,200	350,300	374,500	400,800			
113	322,000	351,400	375,000	401,200			
114	322,800	352,400	375,600	401,700			
115	323,600	353,400	376,200	402,200			
116	324,400	354,400	376,800	402,700			

新										旧										
117	325,000	355,500	377,300	403,100																
118	325,800	356,100	377,900	403,600																
119	326,600	356,700	378,500	404,100																
120	327,400	357,300	379,100	404,600																
121	328,100	357,800	379,500	405,000																
122	328,600	358,300	380,100	405,500																
123	329,100	358,800	380,700	406,000																
124	329,600	359,300	381,300	406,500																
125	329,900	359,800	381,800	406,900																
126		360,300	382,300																	
127		360,800	382,800																	
128		361,300	383,300																	
129		361,800	383,600																	
130			384,100																	
131			384,600																	
132			385,100																	
133			385,400																	
134			385,900																	
135			386,400																	
136			386,900																	
137			387,200																	
138			387,700																	
139			388,200																	
140			388,700																	
141			389,000																	
再任用職員	240,600	252,500	256,800	293,100	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200											
備考	この表は、警察官に適用する。																			

新

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	134,100	183,000	275,300	332,900	393,300
	2	135,200	185,400	278,100	335,100	396,200
	3	136,300	187,800	280,900	337,300	399,100
	4	137,400	190,200	283,700	339,500	402,000
	5	138,500	192,700	286,300	341,500	404,700
	6	139,800	195,000	289,100	343,600	407,600
	7	141,100	197,300	291,900	345,700	410,500
	8	142,400	199,600	294,700	347,800	413,400
	9	143,500	201,700	297,300	349,900	416,100
	10	145,100	204,000	300,100	352,000	418,900
	11	146,700	206,300	302,900	354,100	421,700
	12	148,300	208,600	305,700	356,200	424,500
	13	149,800	210,800	308,300	358,300	427,400
	14	151,700	213,200	311,100	360,300	430,200
	15	153,600	215,600	313,900	362,300	433,000
	16	155,500	218,000	316,700	364,300	435,800
	17	157,300	220,300	319,300	366,200	438,700
	18	159,400	223,200	321,600	368,200	441,500
	19	161,500	226,100	323,900	370,200	444,300
	20	163,600	229,000	326,200	372,200	447,100
	21	165,800	231,700	328,600	374,100	450,000
	22	168,100	234,500	330,700	376,100	452,700
	23	170,400	237,300	332,800	378,100	455,400
	24	172,700	240,100	334,900	380,100	458,100
	25	174,800	243,000	337,100	382,000	460,900
	26	176,900	245,800	339,000	384,000	463,500
	27	179,000	248,600	340,900	386,000	466,100
	28	181,100	251,400	342,800	388,000	468,700
	29	183,100	254,300	344,800	389,900	471,300
	30	184,900	256,800	346,500	391,900	473,900
	31	186,700	259,300	348,200	393,900	476,500
	32	188,500	261,800	349,900	395,900	479,100

旧

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	・\	・\	254,300	295,700	339,300
	2	134,100	183,000	267,500	309,500	351,300
	3	138,500	192,700	280,800	323,200	363,600
	4	143,500	201,700	293,900	337,100	375,800
	5	149,800	210,800	307,300	347,700	387,700
	6	157,300	220,300	320,900	357,500	400,200
	7	165,800	231,700	334,500	367,100	413,000
	8	174,800	243,000	344,400	376,600	426,500
	9	183,100	254,300	353,700	385,900	439,600
	10	190,300	264,100	362,200	395,000	452,600
再任用職員以外の職員	11	197,700	274,300	369,800	403,800	465,400
	12	205,400	284,200	376,500	412,500	477,800
	13	213,000	291,400	382,900	421,000	489,900
	14	220,800	298,000	389,000	429,200	501,600
	15	229,000	304,700	395,000	436,800	513,000
	16	237,300	311,300	400,900	444,300	524,300
	17	243,600	317,900	406,000	451,700	535,900
	18	249,700	324,500	410,300	459,000	546,300
	19	255,700	330,900	414,700	465,400	554,000
	20	261,600	337,200	418,600	472,100	560,900
	21	267,000	343,400	422,500	477,100	566,800
	22	272,300	348,200	426,300	481,600	571,900
	23	277,400	352,300	430,100	485,400	575,900
	24	282,400	355,100	433,500		
	25	287,100	357,900	436,800		
	26	290,900	360,700			
	27	294,500	363,500			
	28	297,400	366,300			
	29	299,800	369,000			
	30	301,700				
	31	303,800				
	32	305,700				
再任用職員		216,900	262,600	296,500	339,300	394,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

新							旧						
	33	190,300	264,100	351,400	397,700	481,500							
	34	192,200	266,700	352,900	399,500	484,000							
	35	194,100	269,300	354,400	401,300	486,500							
	36	196,000	271,900	355,900	403,100	489,000							
	37	197,700	274,300	357,300	404,800	491,600							
	38	199,600	276,300	358,700	406,400	494,100							
	39	201,500	278,300	360,100	408,000	496,600							
	40	203,400	280,300	361,500	409,600	499,100							
	41	205,400	282,100	362,700	411,200	501,700							
	42	207,300	283,500	364,000	412,800	504,000							
	43	209,200	284,900	365,300	414,400	506,300							
	44	211,100	286,300	366,600	416,000	508,600							
	45	213,000	287,500	367,900	417,600	510,700							
	46	215,000	288,800	369,200	419,200	512,300							
	47	217,000	290,100	370,500	420,800	513,900							
	48	219,000	291,400	371,800	422,400	515,500							
	49	220,800	292,800	372,900	423,800	517,200							
	50	222,900	294,100	374,200	425,300	518,700							
	51	225,000	295,400	375,500	426,800	520,200							
	52	227,100	296,700	376,800	428,300	521,700							
	53	229,000	297,900	377,900	429,800	523,000							
	54	231,100	299,200	379,000	431,200	524,200							
	55	233,200	300,500	380,100	432,600	525,400							
	56	235,300	301,800	381,200	434,000	526,600							
	57	237,300	302,900	382,100	435,200	527,800							
	58	238,900	304,100	383,000	436,600	528,800							
	59	240,500	305,300	383,900	438,000	529,800							
再任	60	242,100	306,500	384,800	439,400	530,800							
用職	61	243,600	307,600	385,500	440,600	531,900							
員以	62	245,100	308,700	386,400	441,600	532,800							
外の	63	246,600	309,800	387,300	442,600	533,700							
職員	64	248,100	310,900	388,200	443,600	534,600							
	65	249,700	312,100	388,900	444,500	535,600							
	66	251,200	313,200	389,700	445,400	536,500							
	67	252,700	314,300	390,500	446,300	537,400							
	68	254,200	315,400	391,300	447,200	538,300							

新

旧

69	255,700	316,600	392,100	447,900	539,300
70	257,200	317,700	392,800	448,800	540,200
71	258,700	318,800	393,500	449,700	541,100
72	260,200	319,900	394,200	450,600	542,000
73	261,600	321,000	395,000	451,300	543,000
74	263,000	322,100	395,700		
75	264,400	323,200	396,400		
76	265,800	324,300	397,100		
77	267,000	325,400	397,900		
78	268,300	326,400	398,600		
79	269,600	327,400	399,300		
80	270,900	328,400	400,000		
81	272,300	329,500	400,700		
82	273,600	330,300	401,400		
83	274,900	331,100	402,100		
84	276,200	331,900	402,800		
85	277,400	332,800	403,400		
86	278,700	333,400	404,100		
87	280,000	334,000	404,800		
88	281,300	334,600	405,500		
89	282,400	335,000	406,100		
90	283,600	335,600			
91	284,800	336,200			
92	286,000	336,800			
93	287,100	337,200			
94	288,100	337,700			
95	289,100	338,200			
96	290,100	338,700			
97	290,900	339,300			
98	291,800	339,800			
99	292,700	340,300			
100	293,600	340,800			
101	294,500	341,400			
102	295,200	341,900			
103	295,900	342,400			
104	296,600	342,900			

新				旧		
105	297,400	343,500				
106	297,900	344,000				
107	298,400	344,500				
108	298,900	345,000				
109	299,400	345,600				
110	299,800	346,100				
111	300,200	346,600				
112	300,600	347,100				
113	301,000	347,700				
114	301,400	348,200				
115	301,800	348,700				
116	302,200	349,200				
117	302,600	349,800				
118	303,000	350,300				
119	303,400	350,800				
120	303,800	351,300				
121	304,100	351,900				
再任用職員	216,900	262,600	288,800	332,900	393,300	
備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。						

新

別表第4（第3条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	235,200	322,200	390,600	467,100
	2	237,700	325,300	393,500	469,400
	3	240,200	328,400	396,400	471,700
	4	242,700	331,500	399,300	474,000
	5	245,100	334,400	402,000	476,300
	6	248,900	337,800	404,800	478,500
	7	252,700	341,200	407,600	480,700
	8	256,500	344,600	410,400	482,900
	9	260,100	347,800	413,000	485,200
	10	264,100	351,200	415,700	487,300
	11	268,100	354,600	418,400	489,400
	12	272,100	358,000	421,100	491,500
	13	276,000	361,300	423,600	493,600
	14	280,000	365,000	426,100	495,700
	15	284,000	368,700	428,600	497,800
	16	288,000	372,400	431,100	499,900
	17	291,800	376,000	433,400	502,000
	18	295,500	378,800	435,800	504,000
	19	299,200	381,600	438,200	506,000
	20	302,900	384,400	440,600	508,000
	21	306,700	387,300	442,900	509,800
	22	310,600	389,900	445,300	511,700
	23	314,500	392,500	447,700	513,600
	24	318,400	395,100	450,100	515,500
	25	322,100	397,500	452,400	517,200
	26	325,100	399,800	454,700	519,000
	27	328,100	402,100	457,000	520,800
	28	331,100	404,400	459,300	522,600

旧

別表第4（第3条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	235,200	294,900	345,900	424,300
	2	237,700	311,000	362,400	437,000
	3	245,100	327,200	379,000	449,000
	4	260,100	343,500	395,600	460,700
	5	276,000	359,800	408,000	472,000
	6	291,800	376,200	420,800	483,300
	7	306,700	392,800	433,200	493,900
	8	322,100	405,200	445,200	504,300
	9	336,700	416,600	456,600	514,300
	10	349,600	427,100	467,400	523,900
	11	362,200	436,600	478,200	533,600
	12	374,600	445,700	488,400	542,500
	13	383,700	454,600	498,100	551,000
	14	392,500	463,200	507,800	559,600
	15	399,700	471,900	516,100	567,900
	16	404,300	480,400	524,500	576,300
	17	408,800	486,300	532,900	584,000
	18	411,300	491,200	539,500	590,500
	19		495,300	545,900	595,700
	20		498,600	550,600	600,300
	21		502,100	555,200	
	22		505,600	559,800	
	23		509,000	563,800	
	24		512,400	567,900	
再任用職員以外の職員		293,800	345,400	396,500	463,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

新						旧
再任 用職 員以 外の 職員	29	334,200	406,800	461,500	524,500	
	30	336,800	408,900	463,800	526,300	
	31	339,400	411,000	466,100	528,100	
	32	342,000	413,100	468,400	529,900	
	33	344,600	415,300	470,500	531,700	
	34	347,100	417,300	472,600	533,500	
	35	349,600	419,300	474,700	535,300	
	36	352,100	421,300	476,800	537,100	
	37	354,500	423,400	478,900	538,800	
	38	356,900	425,400	480,700	540,400	
	39	359,300	427,400	482,500	542,000	
	40	361,700	429,400	484,300	543,600	
	41	364,000	431,500	486,000	545,200	
	42	365,500	433,300	487,800	546,600	
	43	367,000	435,100	489,600	548,000	
	44	368,500	436,900	491,400	549,400	
	45	370,100	438,800	493,000	550,600	
	46	371,600	440,600	494,800	551,600	
	47	373,100	442,400	496,600	552,600	
	48	374,600	444,200	498,400	553,600	
	49	375,900	446,100	500,000	554,700	
	50	376,900	447,900	501,300	555,600	
	51	377,900	449,700	502,600	556,500	
	52	378,900	451,500	503,900	557,400	
	53	380,000	453,400	505,200	558,300	
	54	380,900	454,600	506,500	559,200	
	55	381,800	455,800	507,800	560,100	
	56	382,700	457,000	509,100	561,000	
	57	383,700	458,200	510,300	561,900	
	58	384,600	459,200	511,200	562,800	
	59	385,500	460,200	512,100	563,700	
	60	386,400	461,200	513,000	564,600	
61	387,300	462,100	513,900	565,500		
62	387,800	462,800	514,800	566,400		
63	388,300	463,500	515,700	567,300		
64	388,800	464,200	516,600	568,200		

新						旧					
	65	389,100	464,900	517,500	569,100						
	66		465,600	518,400							
	67		466,300	519,300							
	68		467,000	520,200							
	69		467,500	521,100							
	70		468,200	522,000							
	71		468,900	522,900							
	72		469,600	523,800							
	73		470,100	524,600							
	74		470,800	525,500							
	75		471,500	526,400							
	76		472,200	527,300							
	77		472,700	528,100							
	78		473,300	529,000							
	79		473,900	529,900							
	80		474,500	530,800							
	81		475,100	531,600							
	82		475,700	532,500							
	83		476,300	533,400							
	84		476,900	534,300							
	85		477,400	535,100							
	86		478,000	536,000							
	87		478,600	536,900							
	88		479,200	537,800							
	89		479,700	538,600							
	90		480,300								
	91		480,900								
	92		481,500								
	93		482,000								
	94		482,600								
	95		483,200								
	96		483,800								
	97		484,300								
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700						
備考	この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。										

新

口 医療職給料表(二)

職員 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円	円
	1		138,600	176,100	211,800	240,400	280,200	329,200
	2		140,000	177,700	213,400	242,100	282,400	331,400
	3		141,400	179,300	215,000	243,800	284,600	333,600
	4		142,800	180,900	216,600	245,500	286,800	335,800
	5		144,000	182,400	218,200	247,200	289,000	338,000
	6		145,700	184,000	219,900	248,900	291,200	340,200
	7		147,400	185,600	221,600	250,600	293,400	342,400
	8		149,100	187,200	223,300	252,300	295,600	344,600
	9		150,800	188,800	225,000	254,000	297,700	346,600
	10		152,500	190,500	226,800	255,700	299,900	348,800
	11		154,200	192,200	228,600	257,400	302,100	351,000
	12		155,900	193,900	230,400	259,100	304,300	353,200
	13		157,400	195,500	232,300	260,800	306,600	355,200
	14		159,300	197,100	234,000	262,700	308,700	357,300
	15		161,200	198,700	235,700	264,600	310,800	359,400
	16		163,100	200,300	237,400	266,500	312,900	361,500
	17		165,000	201,900	239,200	268,200	315,100	363,500
	18		166,900	203,600	240,900	270,100	317,200	365,600
	19		168,800	205,300	242,600	272,000	319,300	367,700
	20		170,700	207,000	244,300	273,900	321,400	369,800
	21		172,600	208,500	246,000	275,700	323,600	371,700
	22		174,100	210,100	247,700	277,600	325,600	373,800
	23		175,600	211,700	249,400	279,500	327,600	375,900
	24		177,100	213,300	251,100	281,400	329,600	378,000
	25		178,700	214,900	252,800	283,400	331,700	379,900
	26		180,200	216,600	254,500	285,300	333,700	381,800
	27		181,700	218,300	256,200	287,200	335,700	383,700
	28		183,200	220,000	257,900	289,100	337,700	385,600
	29		184,800	221,700	259,600	291,100	339,700	387,400
	30		186,100	223,500	261,400	293,000	341,600	389,200
	31		187,400	225,300	263,200	294,900	343,500	391,000
	32		188,700	227,100	265,000	296,800	345,400	392,800

旧

口 医療職給料表(二)

職員 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円	円
	1		138,600	176,100	211,800	240,400	280,200	329,200
	2		140,000	177,700	213,400	242,100	282,400	331,400
	3		141,400	179,300	215,000	243,800	284,600	333,600
	4		142,800	180,900	216,600	245,500	286,800	335,800
	5		144,000	182,400	218,200	247,200	289,000	338,000
	6		145,700	184,000	219,900	248,900	291,200	340,200
	7		147,400	185,600	221,600	250,600	293,400	342,400
	8		149,100	187,200	223,300	252,300	295,600	344,600
	9		150,800	188,800	225,000	254,000	297,700	346,600
	10		152,500	190,500	226,800	255,700	299,900	348,800
	11		154,200	192,200	228,600	257,400	302,100	351,000
	12		155,900	193,900	230,400	259,100	304,300	353,200
	13		157,400	195,500	232,300	260,800	306,600	355,200
	14		159,300	197,100	234,000	262,700	308,700	357,300
	15		161,200	198,700	235,700	264,600	310,800	359,400
	16		163,100	200,300	237,400	266,500	312,900	361,500
	17		165,000	201,900	239,200	268,200	315,100	363,500
	18		166,900	203,600	240,900	270,100	317,200	365,600
	19		168,800	205,300	242,600	272,000	319,300	367,700
	20		170,700	207,000	244,300	273,900	321,400	369,800
	21		172,600	208,500	246,000	275,700	323,600	371,700
	22		174,100	210,100	247,700	277,600	325,600	373,800
	23		175,600	211,700	249,400	279,500	327,600	375,900
	24		177,100	213,300	251,100	281,400	329,600	378,000
	25		178,700	214,900	252,800	283,400	331,700	379,900
	26		180,200	216,600	254,500	285,300	333,700	381,800
	27		181,700	218,300	256,200	287,200	335,700	383,700
	28		183,200	220,000	257,900	289,100	337,700	385,600
	29		184,800	221,700	259,600	291,100	339,700	387,400
	30		186,100	223,500	261,400	293,000	341,600	389,200
再任 用職 員			187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700
再任 用職 員			187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

新

旧

69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000
70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600
71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200
72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800
73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500
74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100
75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700
76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300
77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600
79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800
81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000
86		293,100	330,600	352,700	
87		293,400	331,000	353,100	
88		293,700	331,400	353,500	
89		294,100	331,900	354,000	
90		294,400	332,300	354,400	
91		294,700	332,700	354,800	
92		295,000	333,100	355,200	
93		295,400	333,600	355,700	
94		295,700	334,000	356,100	
95		296,000	334,400	356,500	
96		296,300	334,800	356,900	
97		296,700	335,000	357,400	
98		297,000	335,400	357,800	
99		297,300	335,800	358,200	
100		297,600	336,200	358,600	
101		298,000	336,400	359,100	
102		298,300	336,800	359,500	
103		298,600	337,200	359,900	
104		298,900	337,600	360,300	

新									旧									
	105		299,200	337,800	360,800													
	106			338,200														
	107			338,600														
	108			339,000														
	109			339,200														
	110			339,600														
	111			340,000														
	112			340,400														
	113			340,600														
再任用職員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100										
備考	この表は、保健所、保健所等、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。																	

新

八 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,500	178,300	227,100	252,800	286,100	332,700	380,100
	2	152,900	180,400	228,900	254,300	288,100	334,900	382,800
	3	154,300	182,500	230,700	255,800	290,100	337,100	385,500
	4	155,700	184,600	232,500	257,300	292,100	339,300	388,200
	5	157,100	186,700	234,100	258,800	293,900	341,500	390,800
	6	158,600	189,000	235,600	260,400	295,800	343,700	393,300
	7	160,100	191,300	237,100	262,000	297,700	345,900	395,800
	8	161,600	193,600	238,600	263,600	299,600	348,100	398,300
	9	162,900	196,000	240,000	265,300	301,600	350,100	400,700
	10	164,500	197,400	241,500	266,900	303,500	352,200	403,100
	11	166,100	198,800	243,000	268,500	305,400	354,300	405,500
	12	167,700	200,200	244,500	270,100	307,300	356,400	407,900
	13	169,100	201,600	245,800	271,700	309,100	358,600	410,300
	14	171,100	203,100	247,200	273,300	310,900	360,700	412,500
	15	173,100	204,600	248,600	274,900	312,700	362,800	414,700
	16	175,100	206,100	250,000	276,500	314,500	364,900	416,900
	17	177,200	207,500	251,400	278,100	316,400	367,100	419,000
	18	179,300	209,000	252,900	279,600	318,100	369,200	421,200
	19	181,400	210,500	254,400	281,100	319,800	371,300	423,400
	20	183,500	212,000	255,900	282,600	321,500	373,400	425,600
	21	185,600	213,400	257,400	284,200	323,200	375,600	427,600
	22	187,800	215,100	259,000	285,800	324,800	377,800	429,500
	23	190,000	216,800	260,600	287,400	326,400	380,000	431,400
	24	192,200	218,500	262,200	289,000	328,000	382,200	433,300
	25	194,300	220,000	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
	26	195,600	221,700	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
	27	196,900	223,400	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
	28	198,200	225,100	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
	29	199,400	226,900	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
	30	200,700	228,400	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
	31	202,000	229,900	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
	32	203,300	231,400	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500

旧

八 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	・\	・\	220,200	242,500	273,500	309,800	342,000
	2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100	353,400
	3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100	365,000
	4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300	376,400
	5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300	388,000
	6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000	399,800
	7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500	411,900
	8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800	423,200
	9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500	434,200
	10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300	444,700
	11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100	455,000
	12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300	463,900
	13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700	471,700
	14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300	479,400
	15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500	487,100
	16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200	494,000
	17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800	498,700
	18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500	502,900
	19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400	506,700
	20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000	
	21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000	
	22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500	
	23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900		
	24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400		
	25	283,100	335,800	377,400	397,700			
	26	287,200	339,700	380,700	400,900			
	27	290,700	343,000	383,700	403,800			
	28	293,800	345,900	386,500	406,200			
	29	296,200	348,600	389,300				
	30	298,300	350,700	392,000				
	31	300,100	352,700	394,300				
	32	302,000	354,600					
	33	303,900	356,500					
	34	305,800	358,600					
	35	307,700	360,700					
	36	309,600	362,900					
	37	311,400	365,200					
	38	313,500	367,400					
	39	315,400						

再任
職員
以外の
職員

新

旧

33	204,600	232,900	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
34	205,900	234,400	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
35	207,200	235,900	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
36	208,500	237,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
37	209,900	238,800	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
38	211,300	240,200	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
39	212,700	241,600	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
40	214,100	243,000	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000
41	215,300	244,300	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300
42	216,700	245,700	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
43	218,100	247,100	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
44	219,500	248,500	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
45	220,900	249,900	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
46	222,400	251,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
47	223,900	252,900	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
48	225,400	254,400	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
49	226,700	255,900	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
50	228,200	257,500	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
51	229,700	259,100	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
52	231,200	260,700	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
53	232,600	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
54	234,000	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	471,800
55	235,400	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	472,600
56	236,800	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	473,400
57	238,300	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	474,300
58	239,700	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
59	241,100	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
60	242,500	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
61	243,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
62	245,300	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
63	246,700	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
64	248,100	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	
65	249,400	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
66	250,900	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	
67	252,400	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000	
68	253,900	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800	

	40	317,400						
	41	319,200						
再任用職員		234,500	267,100	274,100	285,400	308,000	349,000	379,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

新

旧

105	293,800	326,200	360,800	379,900
106	294,300	326,700	361,300	380,400
107	294,800	327,200	361,800	380,900
108	295,300	327,700	362,300	381,400
109	295,800	328,200	362,800	382,000
110	296,200	328,600	363,300	382,500
111	296,600	329,000	363,800	383,000
112	297,000	329,400	364,300	383,500
113	297,400	329,800	364,800	384,100
114	297,800	330,200	365,300	
115	298,200	330,600	365,800	
116	298,600	331,000	366,300	
117	298,900	331,300	366,700	
118	299,300	331,700	367,200	
119	299,700	332,100	367,700	
120	300,100	332,500	368,200	
121	300,400	332,700	368,600	
122	300,800	333,100	369,100	
123	301,200	333,500	369,600	
124	301,600	333,900	370,100	
125	301,800	334,200	370,500	
126	302,200	334,600		
127	302,600	335,000		
128	303,000	335,400		
129	303,200	335,700		
130	303,600	336,100		
131	304,000	336,500		
132	304,400	336,900		
133	304,600	337,200		
134	305,000	337,600		
135	305,400	338,000		
136	305,800	338,400		
137	306,000	338,700		
138	306,400	339,100		
139	306,800	339,500		
140	307,200	339,900		

新				旧				
141	307,400	340,200						
142	307,800	340,600						
143	308,200	341,000						
144	308,600	341,400						
145	308,800	341,700						
146	309,200	342,100						
147	309,600	342,500						
148	310,000	342,900						
149	310,200	343,200						
150	310,500	343,600						
151	310,800	344,000						
152	311,100	344,400						
153	311,500	344,700						
154	311,800							
155	312,100							
156	312,400							
157	312,800							
158	313,100							
159	313,400							
160	313,700							
161	314,100							
162	314,400							
163	314,700							
164	315,000							
165	315,400							
166	315,700							
167	316,000							
168	316,300							
169	316,700							
再任用職員	234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200	
備考	この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。							

新

別表第5 (第3条関係)

大学教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	202,200	263,500	317,000	409,100
	2	204,400	266,600	320,500	411,600
	3	206,600	269,700	324,000	414,100
	4	208,800	272,800	327,500	416,600
	5	210,900	275,900	331,100	419,200
	6	213,100	278,800	334,600	421,700
	7	215,300	281,700	338,100	424,200
	8	217,500	284,600	341,600	426,700
	9	219,800	287,600	345,200	429,000
	10	222,200	290,600	348,500	431,500
	11	224,600	293,600	351,800	434,000
	12	227,000	296,600	355,100	436,500
	13	229,300	299,600	358,400	438,800
	14	231,700	302,400	361,000	441,200
	15	234,100	305,200	363,600	443,600
	16	236,500	308,000	366,200	446,000
	17	238,700	310,700	368,900	448,500
	18	241,800	313,500	371,200	450,900
	19	244,900	316,300	373,500	453,300
	20	248,000	319,100	375,800	455,700
	21	251,100	321,700	378,000	458,200
	22	254,200	324,500	380,100	460,600
	23	257,300	327,300	382,200	463,000
	24	260,400	330,100	384,300	465,400
	25	263,400	332,700	386,300	467,900
	26	266,500	335,200	388,200	470,300
	27	269,600	337,700	390,100	472,700
	28	272,700	340,200	392,000	475,100
	29	275,800	342,600	394,000	477,500
	30	278,600	344,800	395,800	479,900
	31	281,400	347,000	397,600	482,300
	32	284,200	349,200	399,400	484,700

旧

別表第5 (第3条関係)

大学教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	・\	251,900	284,800	364,700
	2	202,200	264,800	299,600	379,700
	3	210,900	277,500	314,700	392,100
	4	219,800	291,100	329,500	404,200
	5	229,300	304,900	344,700	416,200
	6	238,700	318,600	359,500	427,900
	7	251,100	331,700	374,400	439,300
	8	263,400	345,100	385,300	450,800
	9	275,800	357,900	395,700	461,900
	10	287,100	367,700	405,200	473,100
	11	299,100	377,700	414,200	484,500
	12	310,900	387,200	422,800	495,600
	13	318,700	395,800	431,100	506,800
	14	325,600	404,100	438,700	517,900
	15	332,200	411,700	446,100	528,200
	16	338,700	419,100	453,200	537,400
	17	345,100	426,200	459,300	546,400
	18	350,900	433,200	464,900	555,300
	19	356,600	439,000	470,400	564,200
	20	362,200	443,900	475,800	572,400
	21	367,600	448,300	481,100	578,700
	22	373,100	451,400	486,300	583,600
	23	377,700	454,500	491,400	588,200
	24	381,600	457,300	495,400	
	25	384,500	460,400	498,700	
	26	387,200	463,400	502,000	
	27	390,100	466,500		
	28	392,800	469,500		
	29	395,600			
	30	398,200			
	31	401,000			
	32	403,700			
	33	406,600			
	34	409,400			
再任用職員		287,200	303,200	335,300	416,400

備考 この表は、大学に勤務する学長、学部長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

新						旧					
再任 用職 員以 外の 職員	33	287,100	351,500	401,300	487,100						
	34	290,100	353,800	403,100	489,400						
	35	293,100	356,100	404,900	491,700						
	36	296,100	358,400	406,700	494,000						
	37	299,100	360,500	408,300	496,300						
	38	301,500	362,600	410,000	498,300						
	39	303,900	364,700	411,700	500,300						
	40	306,300	366,800	413,400	502,300						
	41	308,600	368,800	415,100	504,400						
	42	310,000	370,700	416,800	506,300						
	43	311,400	372,600	418,500	508,200						
	44	312,800	374,500	420,200	510,100						
	45	314,100	376,500	421,700	512,100						
	46	315,300	378,300	423,300	514,000						
	47	316,500	380,100	424,900	515,900						
	48	317,700	381,900	426,500	517,800						
	49	318,700	383,800	428,100	519,800						
	50	319,800	385,600	429,400	521,700						
	51	320,900	387,400	430,700	523,600						
	52	322,000	389,200	432,000	525,500						
	53	323,200	390,800	433,200	527,500						
	54	324,300	392,400	434,300	529,200						
	55	325,400	394,000	435,400	530,900						
	56	326,500	395,600	436,500	532,600						
	57	327,600	397,000	437,700	534,400						
	58	328,700	398,500	438,800	535,700						
	59	329,800	400,000	439,900	537,000						
	60	330,900	401,500	441,000	538,300						
	61	332,000	402,900	442,100	539,600						
	62	333,100	404,400	443,200	540,600						
	63	334,200	405,900	444,300	541,600						
	64	335,300	407,400	445,400	542,600						
65	336,300	408,800	446,400	543,400							
66	337,400	410,000	447,400	544,300							
67	338,500	411,200	448,400	545,200							
68	339,600	412,400	449,400	546,100							

新					旧				
69	340,600	413,600	450,500	547,000					
70	341,700	414,600	451,500	547,900					
71	342,800	415,600	452,500	548,800					
72	343,900	416,600	453,500	549,700					
73	344,800	417,600	454,600	550,600					
74	345,800	418,500	455,600	551,500					
75	346,800	419,400	456,600	552,400					
76	347,800	420,300	457,600	553,300					
77	348,900	421,000	458,600	554,200					
78	349,900	421,600	459,300						
79	350,900	422,200	460,000						
80	351,900	422,800	460,700						
81	352,900	423,400	461,500						
82	353,900	424,000	462,200						
83	354,900	424,600	462,900						
84	355,900	425,200	463,600						
85	356,800	425,700	464,100						
86	357,500	426,300	464,800						
87	358,200	426,900	465,500						
88	358,900	427,500	466,200						
89	359,700	428,000	466,700						
90	360,300	428,600							
91	360,900	429,200							
92	361,500	429,800							
93	362,100	430,200							
94	362,600	430,700							
95	363,100	431,200							
96	363,600	431,700							
97	364,200	432,300							
98	364,700	432,800							
99	365,200	433,300							
100	365,700	433,800							
101	366,300	434,400							
102	366,800	434,900							
103	367,300	435,400							
104	367,800	435,900							

新					旧				
	105	368,400	436,500						
	106	368,900							
	107	369,400							
	108	369,900							
	109	370,500							
	110	371,000							
	111	371,500							
	112	372,000							
	113	372,600							
	114	373,100							
	115	373,600							
	116	374,100							
	117	374,600							
	118	375,100							
	119	375,600							
	120	376,100							
	121	376,600							
	122	377,100							
	123	377,600							
	124	378,100							
	125	378,600							
	126	379,100							
	127	379,600							
	128	380,100							
	129	380,600							
再任用職員		287,200	299,500	322,500	409,100				
備考	この表は、大学に勤務する学長、学部長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。								

新	旧
<p>4 <u>教育職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。</u></p> <p>5 <u>教育職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>前各項に規定するもののほか、教育職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u> (給料の支給) 第9条 教育職員の給料の計算期間その他給料の支給については、職員の給与に関する条例_____の職員(以下「一般職員」という。)の例による。 (勤勉手当) 第19条の4 省略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の72.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 省略 3～5 省略</p>	<p>4 <u>55歳を超える教育職員で人事委員会規則で定めるものは、第1項、第2項及び前項ただし書の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該教育職員で勤務成績が特に良好であるものについては、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。</u></p> <p>5 <u>前各項に規定する昇給は、その教育職員の職務について監督する地位にある者からその者が当該各項の期間を良好な成績で勤務したことの証明を得て、かつ、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (給料の支給) 第9条 教育職員の給料の計算期間その他給料の支給については、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の職員(以下「一般職員」という。)の例による。 (勤勉手当) 第19条の4 省略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会の_____定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額 (2) 省略 3～5 省略</p>

新

別表第1（第4条関係）

中学校・小学校教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	147,000	162,400	286,100	414,500
	2	148,500	164,500	289,200	416,100
	3	150,000	166,600	292,300	417,700
	4	151,500	168,700	295,400	419,300
	5	153,100	170,700	298,400	421,000
	6	154,900	172,900	301,500	422,600
	7	156,700	175,100	304,600	424,200
	8	158,500	177,300	307,700	425,800
	9	160,300	179,600	310,700	427,300
	10	162,300	182,300	313,600	428,700
	11	164,300	185,000	316,500	430,100
	12	166,300	187,700	319,400	431,500
	13	168,200	190,500	322,300	432,900
	14	170,400	192,200	324,600	434,300
	15	172,600	193,900	326,900	435,700
	16	174,800	195,600	329,200	437,100
	17	177,100	197,400	331,500	438,400
	18	179,600	199,100	333,800	439,800
	19	182,100	200,800	336,100	441,200
	20	184,600	202,500	338,400	442,600
	21	187,100	204,300	340,700	443,900
	22	188,800	206,200	343,000	445,300
	23	190,500	208,100	345,300	446,700
	24	192,200	210,000	347,600	448,100
	25	193,700	211,700	349,800	449,400
	26	195,300	213,700	351,700	450,700
	27	196,900	215,700	353,600	452,000
	28	198,500	217,700	355,500	453,300
	29	200,200	219,600	357,400	454,600
	30	201,900	222,300	359,300	455,800
	31	203,600	225,000	361,200	457,000
	32	205,300	227,700	363,100	458,200
	33	206,800	230,500	364,900	459,400
	34	208,500	233,400	366,700	460,300
	35	210,200	236,300	368,500	461,200
	36	211,900	239,200	370,300	462,100

旧

別表第1（第4条関係）

中学校・小学校教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1			269,200	398,800
	2	147,000	162,400	282,700	407,400
	3	153,100	170,700	296,400	415,800
	4	160,300	179,600	310,100	424,200
	5	168,200	190,500	323,500	432,400
	6	177,100	197,400	336,700	440,100
	7	187,100	204,300	346,700	447,700
	8	193,700	211,700	356,800	454,900
	9	200,200	219,600	367,100	461,700
	10	206,800	230,500	375,700	468,400
	11	213,500	242,000	384,100	475,300
	12	220,400	253,600	392,100	482,400
	13	227,700	265,900	399,800	488,800
	14	234,900	278,500	407,300	494,000
	15	241,900	291,500	414,700	497,900
	16	249,000	305,100	421,900	
	17	255,500	318,400	428,600	
	18	261,800	331,000	435,200	
	19	268,300	340,900	441,700	
	20	274,100	350,700	447,400	
	21	279,400	360,500	452,800	
	22	284,300	368,800	457,300	
	23	289,000	376,900	461,500	
	24	293,100	384,500	465,200	
	25	296,500	391,300	468,300	
	26	299,800	397,600	471,100	
	27	303,100	403,300		
	28	305,500	408,500		
	29	307,200	413,300		
	30	309,000	418,100		
	31	310,700	422,700		
	32	312,400	426,700		
	33	314,100	430,900		
	34		434,800		
	35		438,400		
	36		440,800		
再任用 教育職 員以外 の教育 職員		226,400	279,400	346,100	419,400
再任用 教育職 員					

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

新						旧
	37	213,500	242,000	372,200	463,000	
	38	215,200	244,900	373,800		
	39	216,900	247,800	375,400		
	40	218,600	250,700	377,000		
	41	220,400	253,600	378,700		
	42	222,200	256,300	380,300		
	43	224,000	259,000	381,900		
	44	225,800	261,700	383,500		
	45	227,700	264,400	385,100		
	46	229,500	267,100	386,700		
	47	231,300	269,800	388,300		
	48	233,100	272,500	389,900		
	49	234,900	275,200	391,400		
	50	236,700	277,900	392,900		
	51	238,500	280,600	394,400		
	52	240,300	283,300	395,900		
	53	241,900	285,900	397,500		
	54	243,700	288,600	398,900		
	55	245,500	291,300	400,300		
	56	247,300	294,000	401,700		
	57	249,000	296,500	403,200		
	58	250,600	299,200	404,600		
	59	252,200	301,900	406,000		
	60	253,800	304,600	407,400		
	61	255,500	307,100	408,700		
	62	257,100	309,600	410,100		
	63	258,700	312,100	411,500		
	64	260,300	314,600	412,900		
	65	261,800	317,000	414,100		
	66	263,400	319,200	415,300		
	67	265,000	321,400	416,500		
	68	266,600	323,600	417,700		
	69	268,300	325,900	418,800		
	70	269,800	328,100	420,000		
	71	271,300	330,300	421,200		
	72	272,800	332,500	422,400		
再任用	73	274,100	334,700	423,400		
教育職	74	275,400	336,900	424,200		
員以外	75	276,700	339,100	425,000		
の教育	76	278,000	341,300	425,800		
職員						

新

旧

77	279,400	343,300	426,700
78	280,600	345,200	427,500
79	281,800	347,100	428,300
80	283,000	349,000	429,100
81	284,300	350,800	429,900
82	285,500	352,600	430,600
83	286,700	354,400	431,300
84	287,900	356,200	432,000
85	289,000	357,900	432,700
86	290,000	359,600	433,400
87	291,000	361,300	434,100
88	292,000	363,000	434,800
89	293,100	364,700	435,500
90	294,000	366,100	436,200
91	294,900	367,500	436,900
92	295,800	368,900	437,600
93	296,500	370,400	438,100
94	297,300	371,700	
95	298,100	373,000	
96	298,900	374,300	
97	299,800	375,700	
98	300,600	376,800	
99	301,400	377,900	
100	302,200	379,000	
101	303,100	380,200	
102	303,600	381,300	
103	304,100	382,400	
104	304,600	383,500	
105	305,100	384,500	
106	305,500	385,500	
107	305,900	386,500	
108	306,300	387,500	
109	306,500	388,400	
110	306,900	389,400	
111	307,300	390,400	
112	307,700	391,400	
113	307,900	392,200	
114	308,200	393,100	
115	308,500	394,000	
116	308,800	394,900	

新						旧					
	117	309,100	395,900								
	118	309,400	396,700								
	119	309,700	397,500								
	120	310,000	398,300								
	121	310,200	399,100								
	122	310,500	399,900								
	123	310,800	400,700								
	124	311,100	401,500								
	125	311,300	402,200								
	126		402,900								
	127		403,600								
	128		404,300								
	129		405,100								
	130		405,800								
	131		406,500								
	132		407,200								
	133		407,700								
	134		408,300								
	135		408,900								
	136		409,500								
	137		409,900								
	138		410,500								
	139		411,100								
	140		411,700								
	141		412,100								
	142		412,700								
	143		413,300								
	144		413,900								
	145		414,300								
	146		414,900								
	147		415,500								
	148		416,100								
	149		416,500								
再任用 教育職 員		226,400	276,000	331,300	414,600						
備考	この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。										

新

別表第2（第4条関係）

高等学校等教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	147,000	190,500	331,500	424,900
	2	148,500	192,200	333,800	426,800
	3	150,000	193,900	336,100	428,700
	4	151,500	195,600	338,400	430,600
	5	153,100	197,400	340,700	432,500
	6	154,900	199,100	343,000	434,400
	7	156,700	200,800	345,300	436,300
	8	158,500	202,500	347,600	438,200
	9	160,300	204,300	349,800	440,000
	10	162,300	206,200	352,000	441,900
	11	164,300	208,100	354,200	443,800
	12	166,300	210,000	356,400	445,700
	13	168,200	211,700	358,600	447,500
	14	170,400	213,700	360,700	449,400
	15	172,600	215,700	362,800	451,300
	16	174,800	217,700	364,900	453,200
	17	177,100	219,600	366,900	455,000
	18	179,600	222,300	368,900	456,900
	19	182,100	225,000	370,900	458,800
	20	184,600	227,700	372,900	460,700
	21	187,100	230,500	375,000	462,500
	22	188,800	233,400	377,000	464,400
	23	190,500	236,300	379,000	466,300
	24	192,200	239,200	381,000	468,200
	25	193,700	242,000	382,900	470,000
	26	195,400	244,900	384,900	471,700
	27	197,100	247,800	386,900	473,400
	28	198,800	250,700	388,900	475,100
	29	200,300	253,600	390,800	476,900
	30	202,000	256,300	392,800	478,600
	31	203,700	259,000	394,800	480,300
	32	205,400	261,700	396,800	482,000
	33	207,000	264,400	398,700	483,700
	34	208,800	267,100	400,500	484,700
	35	210,600	269,800	402,300	485,700
	36	212,400	272,500	404,100	486,700

旧

別表第2（第4条関係）

高等学校等教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1			310,100	403,500
	2	147,000	190,500	323,500	413,500
	3	153,100	197,400	336,700	422,900
	4	160,300	204,300	346,700	432,200
	5	168,200	211,700	356,800	441,600
	6	177,100	219,600	367,100	450,500
	7	187,100	230,500	376,900	459,200
	8	193,700	242,000	386,400	467,600
	9	200,300	253,600	395,900	476,600
	10	207,000	265,900	404,700	485,500
	11	214,100	278,500	413,500	495,400
	12	221,400	291,500	422,100	504,400
	13	229,600	305,100	430,200	512,800
	14	237,300	318,400	437,900	520,100
	15	245,200	331,000	445,300	524,500
	16	253,100	340,900	452,700	
再任用 教育職 員以外 の教育 職員	17	260,800	350,700	460,600	
	18	268,500	360,700	468,600	
	19	276,100	370,100	476,500	
	20	282,900	379,400	484,300	
	21	289,500	388,200	492,100	
	22	295,500	396,100	498,900	
	23	301,500	403,100	502,900	
	24	307,400	410,300		
	25	313,100	417,000		
	26	318,900	423,300		
	27	324,300	428,700		
	28	329,700	433,900		
	29	334,700	438,700		
	30	338,400	442,900		
	31	341,300	447,200		
	32	344,100	451,400		
	33	346,900	454,200		
	34	348,900			
	35	350,900			
	36	352,700			
	37	354,400			
	38	356,100			
	39	358,300			
	40	360,300			
再任用 教育職 員		237,800	282,800	353,800	429,600

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

新						旧
	37	214,100	275,200	405,700	487,800	
	38	215,900	277,900	407,300		
	39	217,700	280,600	408,900		
	40	219,500	283,300	410,500		
	41	221,400	285,900	412,200		
	42	223,200	288,600	413,800		
	43	225,000	291,300	415,400		
	44	226,800	294,000	417,000		
	45	228,700	296,500	418,700		
	46	230,500	299,200	420,300		
	47	232,300	301,900	421,900		
	48	234,100	304,600	423,500		
	49	235,800	307,100	425,200		
	50	237,600	309,600	426,800		
	51	239,400	312,100	428,400		
	52	241,200	314,600	430,000		
	53	242,900	317,000	431,700		
	54	244,700	319,200	433,300		
	55	246,500	321,400	434,900		
	56	248,300	323,600	436,500		
	57	250,000	325,900	438,200		
	58	251,700	328,100	439,800		
	59	253,400	330,300	441,400		
	60	255,100	332,500	443,000		
	61	256,800	334,700	444,700		
	62	258,500	336,900	446,300		
	63	260,200	339,100	447,900		
	64	261,900	341,300	449,500		
	65	263,600	343,500	451,200		
	66	265,300	345,700	452,800		
	67	267,000	347,900	454,400		
	68	268,700	350,100	456,000		
	69	270,200	352,100	457,600		
	70	271,700	354,200	459,200		
	71	273,200	356,300	460,800		
	72	274,700	358,400	462,400		

新					旧				
再任用 教育職 員以外 の教育 職員	73	276,000	360,400	463,900					
	74	277,400	362,400	464,900					
	75	278,800	364,400	465,900					
	76	280,200	366,400	466,900					
	77	281,600	368,400	467,700					
	78	282,800	370,100						
	79	284,000	371,800						
	80	285,200	373,500						
	81	286,500	375,200						
	82	287,700	376,700						
	83	288,900	378,200						
	84	290,100	379,700						
	85	291,400	381,200						
	86	292,600	382,700						
	87	293,800	384,200						
	88	295,000	385,700						
	89	296,200	387,200						
	90	297,400	388,600						
91	298,600	390,000							
92	299,800	391,400							
93	300,800	392,900							
94	302,000	394,200							
95	303,200	395,500							
96	304,400	396,800							
97	305,400	398,200							
98	306,500	399,300							
99	307,600	400,400							
100	308,700	401,500							
101	309,600	402,600							
102	310,700	403,700							
103	311,800	404,800							
104	312,900	405,900							
105	313,800	406,800							
106	314,700	407,800							
107	315,600	408,800							
108	316,500	409,800							

新				旧			
	109	317,500	410,700				
	110	318,100	411,600				
	111	318,700	412,500				
	112	319,300	413,400				
	113	320,000	414,100				
	114	320,500	414,900				
	115	321,000	415,700				
	116	321,500	416,500				
	117	322,100	417,300				
	118	322,600	418,100				
	119	323,100	418,900				
	120	323,600	419,700				
	121	324,200	420,500				
	122	324,700	421,000				
	123	325,200	421,500				
	124	325,700	422,000				
	125	326,300	422,400				
	126	326,700	422,900				
	127	327,100	423,400				
	128	327,500	423,900				
	129	327,800	424,300				
	130	328,200	424,800				
	131	328,600	425,300				
	132	329,000	425,800				
	133	329,200	426,200				
	134	329,500	426,700				
	135	329,800	427,200				
	136	330,100	427,700				
	137	330,500	428,100				
	138	330,800					
	139	331,100					
	140	331,400					
	141	331,700					
	142	332,000					
	143	332,300					
	144	332,600					

新						旧					
	145	332,900									
	146	333,200									
	147	333,500									
	148	333,800									
	149	334,000									
	150	334,300									
	151	334,600									
	152	334,900									
	153	335,100									
再任用 教育職 員		235,300	279,400	338,200	424,900						
備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。											

新	旧
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 加給の種類は、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第6条の2第2項に規定する手当を含む。）、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、休日給、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p><u>(地域手当)</u></p> <p>第4条の2 <u>地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して知事が定める地域に在勤する職員に支給する。</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第7条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額及びこれに対する<u>地域手当</u>の月額の合計額を減額した給与を支給する。</p> <p>2 職員が育児部分休業（当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額及びこれに対する<u>地域手当</u>の月額の合計額を減額した給与を支給する。</p> <p>3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）から5年さかのぼつた日後の日で当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 加給の種類は、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第6条の2第2項に規定する手当を含む。）、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、休日給、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p><u>(調整手当)</u></p> <p>第4条の2 <u>調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が高い地域で知事が定めるもの</u>に在勤する職員に支給する。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第7条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除く外、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当りの給料の月額及びこれに対する<u>調整手当</u>の月額の合計額を減額した給与を支給する。</p> <p>2 職員が育児部分休業（当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額及びこれに対する<u>調整手当</u>の月額の合計額を減額した給与を支給する。</p> <p>3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）から5年さかのぼつた日後の日で当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月</p>

新	旧
<p>額並びにこれに対する<u>地域手当</u>及び知事が定める手当の月額合計額を減額した給与を支給する。 (無給休暇の許可を受けた職員の給与)</p> <p>第15条の3 職員が無給休暇の許可を受けたときは、第7条第1項の規定にかかわらず、その無給休暇の期間の勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額及びこれに対する<u>地域手当</u>の月額合計額を減額した給与を支給する。</p>	<p>額並びにこれに対する<u>調整手当</u>及び知事が定める手当の月額合計額を減額した給与を支給する。 (無給休暇の許可を受けた職員の給与)</p> <p>第15条の3 職員が無給休暇の許可を受けたときは、第7条第1項の規定にかかわらず、その無給休暇の期間の勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額及びこれに対する<u>調整手当</u>の月額合計額を減額した給与を支給する。</p>

新	旧
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第9条第2項に規定する手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第6条の2 <u>地域手当</u>は、医師又は医師以外の職員で管理者が定めるものに対して支給する。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）から5年さかのぼつた日後の日で当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する<u>地域手当及び管理職手当並びに初任給調整手当並びに管理者が定める手当の月額</u>の合計額を減額した給与を支給する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第9条第2項に規定する手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(調整手当)</p> <p>第6条の2 <u>調整手当</u>は、医師又は医師以外の職員で管理者が定めるものに対して支給する。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）から5年さかのぼつた日後の日で当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する<u>調整手当及び管理職手当並びに初任給調整手当並びに管理者が定める手当の月額</u>の合計額を減額した給与を支給する。</p>

新	旧
<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員をいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員にあつては、給料、<u>地域手当</u>（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第9条の3に規定する<u>地域手当</u>を除く。）及び期末手当。以下この項において同じ。）のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類）</p> <p>第8条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員にあつては、給料、<u>地域手当</u>（医師に係るものを除く。）及び期末手当）を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</p>	<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員をいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当及び期末手当（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員にあつては、給料、<u>調整手当</u>（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第9条の3に規定する<u>調整手当</u>を除く。）及び期末手当。以下この項において同じ。）のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類）</p> <p>第8条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当及び期末手当（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員にあつては、給料、<u>調整手当</u>（医師に係るものを除く。）及び期末手当）を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</p>

新		旧	
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	399,000	1	408,000
2	461,000	2	482,000
3	524,000	3	560,000
4	610,000	4	651,000
5	711,000	5	760,000
6	812,000	6	868,000
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	329,000	1	336,000
2	367,000	2	375,000
3	396,000	3	405,000

新	旧
<p>（派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。）が派遣先団体において従事する業務が県の委託を受けて行う業務、県と共同して行う業務若しくは県の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により県の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるもの（以下「県委託等業務」という。）である場合又は県委託等業務（これに相当する県以外の地方公共団体に係る業務を含む。）が派遣先団体の主たる業務である場合には、当該派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>（派遣職員の復帰時における処遇）</p> <p>第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給 _____ については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>（企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類）</p> <p>第8条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員が派遣先団体において従事する業務が県委託等業務である場合又は県委託等業務（これに相当する県以外の地方公共団体に係る業務を含む。）が派遣先団体の主たる業務である場合には、当該派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。</p>	<p>（派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。）が派遣先団体において従事する業務が県の委託を受けて行う業務、県と共同して行う業務若しくは県の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により県の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるもの（以下「県委託等業務」という。）である場合又は県委託等業務（これに相当する県以外の地方公共団体に係る業務を含む。）が派遣先団体の主たる業務である場合には、当該派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>（派遣職員の復帰時における処遇）</p> <p>第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>（企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類）</p> <p>第8条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員が派遣先団体において従事する業務が県委託等業務である場合又は県委託等業務（これに相当する県以外の地方公共団体に係る業務を含む。）が派遣先団体の主たる業務である場合には、当該派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。</p>

新	旧
<p>(退職派遣者の採用時における処遇)</p> <p>第16条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>	<p>(退職派遣者の採用時における処遇)</p> <p>第16条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>

新

旧

（職員の給与に関する条例等の適用除外等）

（職員の給与に関する条例等の適用除外等）

第8条 省略

第8条 省略

2・3 省略

2・3 省略

4 職員の給与に関する条例第4条第5項から第8項までの規定及び教育職員の給与に関する条例第7条の規定は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員を除く。）には、適用しない。

4 職員の給与に関する条例第4条第6項から第9項までの規定及び教育職員の給与に関する条例第7条の規定は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員を除く。）には、適用しない。

別表（第7条関係）

別表（第7条関係）

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	426,000
3	479,000
4	545,000
5	622,000
6	728,000
7	852,000

号給	給料月額
	円
1	403,000
2	456,000
3	513,000
4	583,000
5	666,000
6	779,000
7	911,000

新	旧
<p>附 則 （施行期日等） 1・2 省略</p>	<p>附 則 （施行期日等） 1・2 省略 <u>（昇給停止に関する経過措置）</u> 3 平成13年4月1日（以下この項及び次項において「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において55歳（改正後の職員給与条例第4条第9項の人事委員会規則で定める職員にあっては、同項の人事委員会規則で定める年齢。次項において「昇給停止年齢」という。）を超えている職員（基準日において第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の職員給与条例」という。）第4条第9項又は第2条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の教育職員給与条例」という。）第7条第4項の人事委員会規則で定める年齢を超えていない職員に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、<u>なお従前の例による。</u> 4 基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員については、改正後の職員給与条例第4条第9項本文の規定又は第2条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の教育職員給与条例」という。）第7条第4項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。<u>基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事委員会規則で定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定める職員についても、同様と</u></p>

新	旧
<p>(平成12年度の期末手当に関する特例)</p> <p>3 改正後の職員給与条例第19条第2項及び附則第11項の規定又は第2条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の教育職員給与条例」という。)第19条第2項及び附則第10項の規定により平成13年3月に支給されることとなる期末手当の額が第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した残額より低い額となる職員に対して同月に支給する期末手当の額は、これらの規定にかかわらず、当該残額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(給与の内払)</p> <p>5 改正後の職員給与条例の規定又は改正後の教育職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定又は第2条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ、改正後の職員給与条例の規定又は改正後の教育職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>(人事委員会規則への委任)</p> <p>6 前3項 _____ に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>する。</p> <p>(平成12年度の期末手当に関する特例)</p> <p>5 改正後の職員給与条例第19条第2項及び附則第11項の規定又は改正後の教育職員給与条例第19条第2項 _____ 及び附則第10項の規定により平成13年3月に支給されることとなる期末手当の額が第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した残額より低い額となる職員に対して同月に支給する期末手当の額は、これらの規定にかかわらず、当該残額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>6 省略</p> <p>(給与の内払)</p> <p>7 改正後の職員給与条例の規定又は改正後の教育職員給与条例の規定を適用する場合には、改正前の職員給与条例 _____ の規定又は改正前の教育職員給与条例 _____ の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ、改正後の職員給与条例の規定又は改正後の教育職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>(人事委員会規則への委任)</p> <p>8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>

新						旧							
別表第1（第5条関係）						別表第1（第5条関係）							
職名	車賃 （1キロメートルにつき）	日当 （1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜につき）	その他の旅費額	職名	車賃 （1キロメートルにつき）	日当 （1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜につき）	その他の旅費額
			甲地方	乙地方						甲地方	乙地方		
議長	37円	3,300円	16,500円	14,900円	3,300円	国家公務員の指定職の職務相当額	議長	37円	3,300円	16,500円	14,900円	3,300円	国家公務員の指定職の職務相当額
副議長 議員	37円	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円	行政職給料表の適用を受ける職員の9級の職務相当額	副議長 議員	37円	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円	行政職給料表の適用を受ける職員の11級の職務相当額

鑑定人、参考人又は証人等として出頭した者の費用弁償に関する条例（昭和28年3月13日条例第5号）の一部改正に係る部分

附則第19項に

新							旧						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
職名	車賃 （1キロメートルにつき）	日当 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）		食卓料 （1夜につき）	その他の旅費額	職名	車賃 （1キロメートルにつき）	日当 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）		食卓料 （1夜につき）	その他の旅費額
			甲地方	乙地方						甲地方	乙地方		
鑑定人 参考人 証人等	円 37	円 2,200	円 10,900	円 9,800	円 2,200	行政職給料表の適用を受ける職員の2級の職務相当額	鑑定人 参考人 証人等	円 37	円 2,200	円 10,900	円 9,800	円 2,200	行政職給料表の適用を受ける職員の3級の職務相当額

新	旧
<p>(船賃)</p> <p>第16条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃</p> <p>ア 9級の職務にある者については、上級の運賃</p> <p>イ 8級以下の職務にある者については、中級の運賃</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(6) 7級以上の職務にある者が座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 省略</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第31条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものであるものに対する通行税を含む。）による。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 4級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃</p> <p>(4) 省略</p> <p>(船賃)</p> <p>第32条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものであるものに対する通行税を含む。）による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p>	<p>(船賃)</p> <p>第16条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃</p> <p>ア 11級の職務にある者については、上級の運賃</p> <p>イ 10級以下の職務にある者については、中級の運賃</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(6) 9級以上の職務にある者が座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 省略</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第31条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものであるものに対する通行税を含む。）による。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 6級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃</p> <p>(4) 省略</p> <p>(船賃)</p> <p>第32条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものであるものに対する通行税を含む。）による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p>

新	旧
<p>ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、<u>4級以上の職務にある者</u>については最上級の直近下位の級の運賃、<u>3級又は2級</u>の職務にある者については<u>4級以上の職務にある者</u>について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、1級の職務にある者については最下級の運賃</p> <p>イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、<u>4級以上の職務にある者</u>については中級の運賃、<u>3級以下</u>の職務にある者については下級の運賃</p> <p>ウ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>4級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃</u></p> <p>(4) 省略 (航空賃及び車賃)</p> <p>第33条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア <u>4級以上の職務にある者</u>については、最上級の運賃</p> <p>イ <u>3級以下の職務にある者</u>については、最上級の直近下位の級の運賃</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>7級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃</u></p> <p>2 省略</p>	<p>ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、<u>6級以上の職務にある者</u>については最上級の直近下位の級の運賃、<u>5級以下2級以上の職務にある者</u>については<u>6級以上の職務にある者</u>について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、1級の職務にある者については最下級の運賃</p> <p>イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、<u>6級以上の職務にある者</u>については中級の運賃、<u>5級以下</u>の職務にある者については下級の運賃</p> <p>ウ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>6級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃</u></p> <p>(4) 省略 (航空賃及び車賃)</p> <p>第33条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア <u>6級以上の職務にある者</u>については、最上級の運賃</p> <p>イ <u>5級以下の職務にある者</u>については、最上級の直近下位の級の運賃</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>9級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のため 現に支払った運賃</u></p> <p>2 省略</p>

新

別表第1（第19条 第23条、第27条関係）

内国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方	
7級以上の職務にある者	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
6級以下の職務にある者	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち知事の定める地域その他これらに準ずる地域で知事の定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

2 移転料

区分	行程10 キロメ	行程10 キロメ	行程20 キロメ	行程30 キロメ	行程50 キロメ	行程70 キロメ	行程100 キロメ	行程200 キロメ	行程300 キロメ	行程400 キロメ	行程500 キロメ	行程1,000 キロメ	行程1,500 キロメ	行程2,000 キロメ
7級以上の職務にある者	55,400円	71,800円	99,600円	126,000円	136,800円	144,000円	162,400円	178,000円	209,200円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円
6級以下の職務にある者	47,400円	60,500円	84,700円	107,000円	116,800円	123,000円	138,400円	152,000円	177,300円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

旧

別表第1（第19条 第23条、第27条関係）

内国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方	
9級以上の職務にある者	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
8級以下の職務にある者	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち知事の定める地域その他これらに準ずる地域で知事の定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

2 移転料

区分	行程10 キロメ	行程10 キロメ	行程20 キロメ	行程30 キロメ	行程50 キロメ	行程70 キロメ	行程100 キロメ	行程200 キロメ	行程300 キロメ	行程400 キロメ	行程500 キロメ	行程1,000 キロメ	行程1,500 キロメ	行程2,000 キロメ
9級以上の職務にある者	55,400円	71,800円	99,600円	126,000円	136,800円	144,000円	162,400円	178,000円	209,200円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円
8級以下の職務にある者	47,400円	60,500円	84,700円	107,000円	116,800円	123,000円	138,400円	152,000円	177,300円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

新

3級以下の職務にある者	41,200円	53,000円	72,900円	93,000円	101,500円	107,000円	119,700円	132,000円	154,900円	163,000円	216,000円	227,000円	243,000円	282,000円
-------------	---------	---------	---------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

別表第2（第34条、第37条関係）
外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料（1夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
7級以上の職務にある者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円
6級以下3級以上の職務にある者	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円
2級以下の職務にある者	5,300円	4,400円	3,600円	3,200円	16,100円	13,400円	10,800円	9,700円	4,800円

備考

- 指定都市とは、知事が定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として知事が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で知事が定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として知事が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で知事が定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

2 死亡手当

区分	死亡手当
9級の職務にある者	580,000円

旧

5級以下の職務にある者	41,200円	53,000円	72,900円	93,000円	101,500円	107,000円	119,700円	132,000円	154,900円	163,000円	216,000円	227,000円	243,000円	282,000円
-------------	---------	---------	---------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

別表第2（第34条、第37条関係）
外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料（1夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
9級以上の職務にある者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円
8級以下4級以上の職務にある者	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円
3級以下の職務にある者	5,300円	4,400円	3,600円	3,200円	16,100円	13,400円	10,800円	9,700円	4,800円

備考

- 指定都市とは、知事が定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として知事が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で知事が定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として知事が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で知事が定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

2 死亡手当

区分	死亡手当
11級の職務にある者	580,000円

新		旧	
8級又は7級の職務にある者	520,000円	10級又は9級の職務にある者	520,000円
6級の職務にある者	490,000円	8級の職務にある者	490,000円
5級又は4級の職務にある者	460,000円	7級又は6級の職務にある者	460,000円
3級以下の職務にある者	400,000円	5級以下の職務にある者	400,000円

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年3月13日条例第7号）の一部改正

附則第23項に係る部分

新							旧						
別表第3（第12条関係）特別職の職員の旅費							別表第3（第12条関係）特別職の職員の旅費						
職名	車賃 （1キロメートルにつき）	日当 （1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜につき）	その他の旅費額	職名	車賃 （1キロメートルにつき）	日当 （1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜につき）	その他の旅費額
			甲地方	乙地方						甲地方	乙地方		
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
副知事 出納長 管理者	37円	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円	行政職給料表の適用を受ける職員（以下「行政職の職員」という。）の9級の職務相当額	副知事 出納長 管理者	37円	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円	行政職給料表の適用を受ける職員（以下「行政職の職員」という。）の11級の職務相当額
監査委員 人事委員会委員 教育委員会委員 選挙管理委員会委員及び補充員	37円	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円	行政職の職員の下級の職務相当額	監査委員 人事委員会委員 教育委員会委員 選挙管理委員会委員及び補充員	37円	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円	行政職の職員の下級の職務相当額

新							旧						
公安委員会委員							公安委員会委員						
労働委員会委員及び特別調整委員							労働委員会委員及び特別調整委員						
収用委員会委員及び予備委員							収用委員会委員及び予備委員						
海区漁業調整委員会委員							海区漁業調整委員会委員						
内水面漁場管理委員会委員							内水面漁場管理委員会委員						
附属機関の委員等							附属機関の委員等						
省略	省略						省略	省略					

新	旧
<p>（整理退職等の場合の退職手当）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 前項の基本給月額、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の規定により給与が給料、扶養手当及び<u>地域手当</u>に区分して支給される職員については、これらの月額合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>5 省略</p>	<p>（整理退職等の場合の退職手当）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 前項の基本給月額、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の規定により給与が給料、扶養手当及び<u>調整手当</u>に区分して支給される職員については、これらの月額合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>5 省略</p>

教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年9月28日条例第52号）の一部改正

附則第26項に係る部分

新					旧						
別表（第5条関係）					別表（第5条関係）						
車賃 （1キロメ ートルにつ き）	日当 （1日 につき）	宿泊料（1夜につ き）		食卓料 （1夜 につき）	その他の旅費 額	車賃 （1キロメ ートルにつ き）	日当 （1日 につき）	宿泊料（1夜につ き）		食卓料 （1夜 につき）	その他の旅費 額
		甲地方	乙地方					甲地方	乙地方		
37円	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円	行政職給料表 の適用を受け る職員 <u>の9級</u> の職務相当額	37円	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円	行政職給料表 の適用を受け る職員 <u>の11級</u> の職務相当額

新	旧
<p>（費用の弁償）</p> <p>第3条 選挙長等がその職務を行うために要する費用の弁償として支給する旅費の額は、選挙長及び選挙分会長にあつては行政職給料表の適用を受ける職員の<u>8級</u>の職務にある者が、選挙立会人にあつては同表の適用を受ける職員の<u>1級</u>の職務にある者がそれぞれ支給を受ける旅費相当額とする。</p>	<p>（費用の弁償）</p> <p>第3条 選挙長等がその職務を行うために要する費用の弁償として支給する旅費の額は、選挙長及び選挙分会長にあつては行政職給料表の適用を受ける職員の<u>10級</u>の職務にある者が、選挙立会人にあつては同表の適用を受ける職員の<u>2級</u>の職務にある者がそれぞれ支給を受ける旅費相当額とする。</p>

新	旧
<p>（修学部分休業の承認を受けた職員の給与）</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第12条の規定又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。</p> <p>2 省略</p>	<p>（修学部分休業の承認を受けた職員の給与）</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第12条の規定又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する調整手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。</p> <p>2 省略</p>

新	旧
<p>（高齢者部分休業の承認を受けた職員の給与）</p> <p>第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第12条の規定又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。</p> <p>2 省略</p>	<p>（高齢者部分休業の承認を受けた職員の給与）</p> <p>第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第12条の規定又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する調整手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。</p> <p>2 省略</p>